

# 山形市立南小学校いじめ防止基本方針（概要版）

山形市立南小学校

## 1 はじめに

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実をふまえ、児童の尊厳を保持することを目的に、教育委員会、学校、地域住民、家庭、その他の機関及び関係者との連携のもと、未然防止、早期発見、即時対応・組織的対応等に全力で取り組みます。

## 2 いじめ防止のための取組

### (1) 教職員による指導について

- ・ いじめの態様や特質、原因・背景、子ども理解に基づくきめ細かな指導、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全体の共通理解を図っていきます。
- ・ 全校集会や学級活動などで、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していきます。
- ・ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めます。
- ・ 教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方に細心の注意を払います。

### (2) 児童に培いたい力

- ・ 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培います。
- ・ 自他を尊重する態度を育てます。
- ・ 児童が他者との円滑なコミュニケーションを図る能力を育てます。
- ・ ストレスに適切に対処できる力

### (3) いじめ防止のための組織を置きます。(いじめ防止対策推進法：必置)

- ・ 校内職員：校長、教頭、教務主任、副教務主任、生徒指導主任、各学年主任、養護教諭等
- ・ 校外関係者：PTA会長、PTA副会長、主任児童委員、民生委員等

### (4) 児童会でよい人間関係作りのための取組をします。

- ・ 児童会の目標や各委員会活動の中で、よりよい人間関係づくりや、望ましい生活の仕方について主体的に考え実行します。

### (5) 家庭・地域との連携を図ります。

- ・ 学年・学級懇談会、家庭訪問、学校（学級）だより等を通じて、「学校いじめ防止基本方針」について理解を得るとともに、緊密な連携協力体制を作っていきます。
- ・ 学校、家庭、地域がネットいじめを含めたいじめの問題について話し合う機会を設け、家庭・地域と連携した対策を推進します。

## 3 いじめの早期発見のために

### (1) 早期発見に努めます。

- ・ 児童が示す小さな変化やSOSサインを見逃さないようにアンテナを高く保つとともに、毎週の打合せ後の「子どもを語る会」を中心に、教職員相互が積極的に情報交換、情報共有を行い、いじめを積極的に認知するようにします。

- ・ 休み時間や放課後の雑談の中で児童の様子に目を配ったり、日記等を活用して交友関係や悩みを把握したりします。また、個人面談や家庭訪問の機会を十分に活用します。
  - ・ 定期的な無記名式アンケート調査を実施し、児童の心の声を拾い上げ、いじめの問題の未然防止、早期発見、即時対応に活かします。
- (2) **教育相談体制を充実させます。**
- ・ 定期的な教育相談・日常の観察による声かけを実施することにより、個別の状況把握に努めるとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい学級経営や信頼関係の構築を進めます。
  - ・ 担任、養護教諭、生徒指導部の連携により、教育相談体制を充実させます。
- (3) **地域や家庭との連携について**
- ・ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

#### 4 いじめに対する対応（即時対応・組織的対応）

- (1) **素早い事実確認・報告・相談**
- ・ 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。
  - ・ 児童や保護者から訴えがあった場合には、真摯に傾聴します。そして、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保します。
  - ・ いじめられている児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに村山警察署に通報し、適切に援助を求めます。
- (2) **発見・通報を受けての組織的な対応**
- ・ 発見、通報を受けた教職員は、躊躇なく、校内の「いじめ防止対策委員会」に報告し組織的対応を図ります。その後は、当該委員会が、中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。
  - ・ 事実確認の結果は、校長が責任を持って山形市教育委員会に報告するとともに、加害・被害児童の保護者にも連絡し、事後の対応にあたります。
- (3) **いじめを受けた児童への対応及び保護者への支援**
- ・ いじめられている児童から、事実関係の聴取を行います。その際、いじめられている児童にも責任があるという考えはあってはならず、「あなたは悪いのではない」ことをはっきり伝える等、自尊心を高めるように指導します。
  - ・ 児童・保護者の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して対応します。
  - ・ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝えます。
  - ・ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教器用職員、家族。地域の人々等）と連携し、いじめられた児童に寄り添える体制を作ります。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得ます。
  - ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して注意を払い、必要な支援を行います。
- (4) **加害児童及びその保護者への対応**
- ・ 事実関係の聴き取りは、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得ます。いじめをやめさせ、その再発を防止します。また、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めます。
  - ・ いじめたとされる児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。当該児童が健全な人間関係を育み、社会性の向上や人格の成長を図れるように指導します。
  - ・ 懲戒や出席停止制度の活用については、山形市教育委員会と協議します。
- (5) **周りの集団へのはたらきかけ**
- ・ いじめの観客や傍観者にならない指導を行います。全ての児童が、集団が一員として、互いに

尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに取り組みます。

#### (6) ネットいじめへの対応等

- ・ 情報モラル教育を推進します。
- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を取ります。

### 5 重大事態への対処

#### (1) 調査組織の設置（法28条①：必置）と調査の実施

- ・ いじめにより、当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、又、いじめにより当該児童が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対処、発生防止に資するため、下記の第三者による調査組織を設置し、質問票の使用、その他の適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を実施します。  
（具体的な調査組織の構成員については、山形市教育委員会の指示を仰ぎます。）

#### (2) 報告・連絡体制と外部機関との連携

- ・ 重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じて山形市教育委員会、山形警察署、児童相談所、村山教育事務所「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進めていきます。

### 6 教育相談体制・生徒指導体制について

#### (1) 教育相談体制

- ・ 「心のアンケート」を実施し、児童の心の声を拾い上げ、いじめの未然防止・早期発見・即時対応に努めます。
- ・ 担任と教育相談担当・養護教諭との連携により、教育相談体制を機能させる。

#### (2) 生徒指導体制

- ・ 児童にとって実感の伴う活動ができるよう、どの活動においても価値付けを行い指導する。
- ・ 指導方針の共有、組織的指導を常に意識して指導、支援にあたります。

### 7 職員研修

- (1) いじめの理解、組織的な対応、指導記録の生かし方等について積極的に研修を行います。
- (2) いじめに係る研修を年間計画に位置付けて、研修を深め教職員の共通意識を高めます。

### 8 学校評価

- (1) 学校評価において、学校評価の目的を踏まえて、いじめ問題を取り扱います。また、評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいきます。
- (2) 学年、学級懇談会や学校だより等において、いじめに係る学校基本方針やその取組み、学校評価の結果等について知らせ、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭や地域との緊密な連携協力を図ります。

## 9 その他

- (1) 地域行事への積極的参加、縦割り活動による異年齢交流等を通して、児童の自己有用感、自己肯定感を育成し、いじめの未然防止に努めます。
- (2) 教職員が児童と向き合い、いじめの未然防止に取り組んでいくことができるように校務の効率化を図ります。

### いじめ防止に係る年間指導計画

月		
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ防止基本方針の確認</li> <li>・ 最初の一週間で気になる児童の情報交換</li> </ul>	
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童写真冊子の作成</li> <li>・ 家庭訪問による児童、家庭への理解の促進</li> </ul>	子どもを語る会 (職員会議時)
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめアンケート①                              → 集計・分析、面談 (児童・保護者)                              共通理解・情報交換、指導 (個別・全体)</li> </ul>	
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめアンケート①の結果について学校だよりで発信</li> <li>・ 夏季休業中の生活指導</li> <li>・ 夏季休業中の配慮・指導を要する児童への声かけ</li> </ul>	
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夏季休業中の配慮・指導を要する児童への声かけ</li> <li>・ 2学期スタート時で気になる児童の情報交換</li> </ul>	
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こころのアンケート①                              → 集計・分析、面談 (児童・保護者)                              共通理解・情報交換、指導 (個別・全体)</li> </ul>	
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者との個別面談 (通知表配付時)</li> </ul>	
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめアンケート②                              → 集計・分析、面談 (児童・保護者)                              共通理解・情報交換、指導 (個別・全体)</li> </ul>	
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめアンケート②の結果について学校だよりで発信</li> <li>・ 年末年始休業中の生活指導</li> <li>・ 年末年始休業中の配慮・指導を要する児童への声かけ</li> </ul>	
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年末年始休業中の配慮・指導を要する児童への声かけ</li> <li>・ 3学期スタート時で気になる児童の情報交換</li> </ul>	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こころのアンケート②                              → 集計・分析、面談 (児童・保護者)                              共通理解・情報交換、指導 (個別・全体)</li> </ul>	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申し送り配慮児童の確認</li> </ul>	↓